

令和元年 10 月 16 日
(2019 年)

伊丹市長 藤原 保幸 様

伊丹市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 山 下 淳

答 申

令和元年（2019 年）5 月 10 日付け伊総総総第 817 号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

平成 29 年 12 月 20 日付けで公文書公開請求があり、平成 29 年 12 月 28 日付け公文書不存
在決定（伊交道保第 934 号）を行った「水道引込の道路占用許可申請に関する資料等」に関
する処分に対する審査請求に関する諮問

(別 紙)

諮問番号：平成31年度諮問第1号

答申番号：平成31年度答申第3号

答 申 書

第1 審査会の結論

「水道引込の道路占用許可申請に関する資料等」の公文書公開請求に対し、平成29年12月28日付けで伊丹市長（以下「処分庁」という。）が行った伊交道保第934号による公文書不存決定処分は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に至る経緯

審査請求人は、伊丹市情報公開条例（以下、「条例」という。）に基づき、平成29年12月20日付けで、水道引込の道路占用許可申請に関する「①平成28年度・平成29年度の受付簿（一般分）」、「②平成29年4月1日よりの10件分（水道局引込分除く）」、「③占用の更新の資料一式（公共下水管、水道の配水管、水道引込管）」、「④水道の引込について水道局申請より個人申請に変更した資料一切」に係る公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 処分庁の決定

本件請求に対して処分庁は、水道引込の道路占用許可申請に関する「①平成28年度・平成29年度の受付簿（一般分）」、「②平成29年4月1日よりの10件分（水道局引込分除く）」、「③占用の更新の資料一切（公共下水管、水道の配水管）」については、条例第7条第1号及び同条第2号の非公開情報が含まれていることから部分公開とし、「占用の更新の資料一切（水道引込管）」及び「④水道の引込について水道局申請より個人申請に変更した資料一切」については、保存年限が経過し、公文書を廃棄したため、及び変更に係る申請が存在しないため不存決定とし、それぞれ公文書部分公開決定並びに公文書不存決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成29年12月28日付けで審査請求人へ通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分のうち、「水道引込管の占用の更新の不存について市道路条例に違反している、水道局申請より個人申請への変更は重大な責任の変更であり文書が不存はおかしい」として、平成30年2月15日付けで不存決定の処分を不服とする審査請求を提起した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 水道引込管の占用の更新資料が不存であることは、市道路条例に違反している。

(2) 水道局申請より個人申請への変更は重大な責任の変更であり、文書が不存在的なおかしい。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 道路法（以下「法」という。）第 32 条では、「道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない」とあり、道路交通の妨げとなる一定の物件に関して道路管理者の許可が必要であることが定められている。「占用の更新の資料一式（公共下水道・水道の配水管）」に係る公文書については、伊丹市道路占用規則（以下「規則」という。）第 2 条に基づく占有許可申請がなされ、規則第 5 条の規定に基づく「道路占用継続許可申請書」が存在したため、公文書部分公開決定を行った。一方で、「占用の更新の資料一式（水道引込管）」の許可申請については、原則、規則第 7 条に基づく掘削許可の申請として過去受付けを行っており、その後取扱いを変更し、現在は、規則第 2 条に基づく占有許可申請として受付けているが、取扱い変更前の占用の更新に係る公文書は、保存年限が経過しており廃棄していることから確認できなかった。また、規則第 10 条に基づく占有許可の期間は 5 年以内としており、取扱い変更後、占有許可期間を満了した許可物件が存在しないため、公文書は存在しない。

(2) 「水道局申請より個人申請への変更は重大な責任の変更であり、文書が不存在的なおかしい」と審査請求人は主張するが、規則上、道路占用申請者に特段の制限を設けていないことから、申請方法を変更したのではなく公文書は存在しない。

3 審査請求人の反論書における主張

弁明書の内容に付き違法性がある。

第 4 審査会審議等の経過

開催日	内容
令和 元 年（2019年） 5月10日	諮問の受理
令和 元 年（2019年） 6月10日	審査請求人の口頭意見陳述、第 1 回審議
令和 元 年（2019年） 7月 3日	処分庁から事情聴取、第 2 回審議
令和 元 年（2019年） 7月29日	第 3 回審議
令和 元 年（2019年） 9月 2日	第 4 回審議
令和 元 年（2019年） 9月30日	第 5 回審議

第 5 審査会の判断

1 争点

本件審査請求における争点は、「水道引込管の占用の更新資料」及び「水道局申請より個人申請に変更した資料」に係る公文書不存在的決定の妥当性であり、以下、順次検討する。

2 給水装置工事に伴う占用の更新資料に係る公文書不存在的決定の妥当性について

- (1) 水道事業者の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具は、水道法第3条第9項により「給水装置」と定義されており、本件審査請求における水道引込とは、道路を掘削してこの「給水装置」を設置し、宅内まで水道水を引込む「給水装置工事」のことを言う。
- (2) 審査請求人が主張する占用の更新資料とは、規則第5条に基づく道路占用継続許可申請書及び添付書類であると解することができる。
- (3) 当審査会が、給水装置工事に伴う道路占用に係る許可申請について処分庁に確認したところ、平成25年3月以前は、原則、規則第7条に基づき掘削許可に係る申請として受付けていたが、その後に取り扱いを変更し、平成25年4月からは規則第2条に基づく占用許可に係る申請として受付けているとのことであった。
また、当該給水装置工事に伴う道路占用許可の期間について処分庁に確認したところ、規則第10条の規定に基づき5年と定めているとのことであった。
- (4) 他方で、公文書の保存年限の設定及び保管文書の廃棄に係る文書事務について処分庁に確認したところ、当該事務については、伊丹市文書取扱規則に基づき、当該公文書を所管している主管課長の責務とされており、掘削許可及び占用許可の関係書類については、その保存年限を3年としているとのことであった。
- (5) 当審査会が調査したところ、掘削許可には占用許可のような許可の期限がなく、また、処分庁も更新の処理を行ったことはないと言う。そのため、平成25年3月以前に掘削許可として申請された物件について、占用の更新に係る文書は存在しないとの処分庁の説明は首肯できる。
また、仮に平成25年度以前において、給水装置工事に伴う道路占用許可の更新が行われたものがあつたとしても、占用許可の関係書類の保存年限が3年であることからすると、本件請求があつた平成29年12月時点においては3年以上が経過しており、道路占用継続許可申請書及び添付書類に関する公文書について、保存年限の経過により廃棄したとする処分庁の説明は、不合理または不自然とは言えない。
- (6) さらに、平成25年4月の取扱い変更後、占用許可として申請受付を行った物件については、占用許可の期間を5年としており、平成30年3月末以降に順次占用許可期間が満了となり、占用許可の更新を行うことになるが、本件請求があつた平成29年12月時点においては、「占用許可期間を満了した許可物件がないため文書が存在しない」とする処分庁の説明は首肯できる。
- (7) 以上のことから、当該公文書の存在を疑わせる特段の事情があるとは言えず、公文書不存在決定を行った処分庁の判断は是認できる。

3 水道局申請より個人申請に変更した資料に係る公文書不存在決定の妥当性について

- (1) 審査請求人は、給水装置工事に伴う道路占用に係る許可申請について、その申請者名義を「水道局申請から個人申請に変更したことは、重大な責任を個人に与えるものであり、公文書が存在しないのはおかしい」と主張している。
- (2) 給水装置工事に伴う道路占用に係る許可申請者の名義変更に係る経緯については、以下のとおりであった。
 - ア 当該申請手続きは、給水装置工事申込者等が、直接道路管理者へ申請する方法の

ほか、平成16年4月までは伊丹市水道事業管理者が給水装置工事申込者等から諸費を徴し、規則第7条の規定による「掘削許可」の申請を伊丹市水道事業管理者名義で行う運用を行っていた。

イ しかし、伊丹市水道事業管理者が当該給水装置工事申込者等から諸費を徴して、道路占用に係る許可申請手続きを行うことが、行政書士法に抵触する可能性があるとして、平成16年5月より伊丹市水道事業管理者名義で申請を行う運用を廃止した。その際、当該給水装置工事申込者等による申請・受付が可能である旨、伊丹市水道事業管理者において口頭により周知したとのことであった。

(3) 当審査会が処分庁に確認したところ、「規則上、道路占用許可申請者に対して特段の制限を設けていない」として、そもそも申請者に対して申請方法の変更を求めたものではないため、水道局申請から個人申請に変更したことに係る公文書は作成していないとのことであった。

(4) また、当審査会が調査したところ、変更に係る公文書の存在を認めることはできなかった。

(5) 以上のことから、当該公文書を存在すると疑わせる特段の事情があるとは言えず、処分庁の説明にも不自然、不合理な点は認められない。

4 結論

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上

■伊丹市情報公開・個人情報保護審査会

氏名	役職等	備考
山下 淳	関西学院大学法学部教授	会長
菊井 康夫	弁護士	委員
益澤 彩	甲南大学法学部講師	委員
渋谷 元宏	弁護士	委員
迫田 博幸	伊丹市人権擁護委員	委員